

お客さま各位

株式会社 島根銀行

しまぎんインターネットバンキング＜個人＞（しまぎんアプリ版）利用規定の  
誤植訂正について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊行では昨年7月の次世代バンキングシステムへの移行に伴い、しまぎんアプリについてもシステム改修し、サービス時間延長等の変更をしましたが、本サービスのご利用規定であります「しまぎんインターネットバンキング＜個人＞（しまぎんアプリ版）利用規定」において、一部サービス内容と異なる表示がなされておりましたので、下記のとおり訂正させていただきます。本来であればサービス変更とともに改定するところであり、お客さまにはご迷惑をおかけしましたことにつきましてお詫び申し上げます。

## 記

## 1. 対象規定

しまぎんインターネットバンキング＜個人＞（しまぎんアプリ版）利用規定

## 2. 誤った表示内容

現行	修正後
<p>～省略～ 第5条 取引の内容 ～省略～ (6)取引限度額 振込・振替における1支払口座1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とし、その金額の範囲内でお客様の任意に設定できるものとします。1日あたりの取引限度額とは、<b>振込・振替依頼受付日基準</b>で、当日扱いの金額と翌営業日扱いの金額を合算したものとします。なお、取引限度額を超えた取引依頼の場合、当行は全額について取引を実行する義務を負いません。</p> <p>(7)取引回数の制限 振込・振替における1支払口座1日あたりの取引回数は、当行所定の回数の範囲内とし、その回数の範囲内でお客様の任意に設定できるものとします。振込・振替における1支払口座1日あたりの取引回数とは、<b>振込・振替依頼受付日基準</b>で、本支店、および他行あての振込・振替の回数を合算したものとします。なお、取引回数を超えた取引依頼の場合、当行は全額について取引を実行する義務を負いません。</p> <p>～以下、省略～</p>	<p>～省略～ 第5条 取引の内容 ～省略～ (6)取引限度額 振込・振替における1支払口座1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とし、その金額の範囲内でお客様の任意に設定できるものとします。1日あたりの取引限度額とは、<b>振込・振替の実行日基準</b>で、当日扱いの金額と翌営業日扱いの金額を合算したものとします。なお、取引限度額を超えた取引依頼の場合、当行は全額について取引を実行する義務を負いません。</p> <p>(7)取引回数の制限 振込・振替における1支払口座1日あたりの取引回数は、当行所定の回数の範囲内とし、その回数の範囲内でお客様の任意に設定できるものとします。振込・振替における1支払口座1日あたりの取引回数とは、<b>振込・振替依頼の実行日基準</b>で、本支店、および他行あての振込・振替の回数を合算したものとします。なお、取引回数を超えた取引依頼の場合、当行は全額について取引を実行する義務を負いません。</p> <p>～以下、省略～</p>

以上